

# 東日本大震災避難当事者から見える8年後の被災者・避難者の子どもの人権状況と課題

東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream (サンドリ) 代表  
森松明希子

## 1. はじめに

東日本大震災及び東電福島原発事故から7年10ヶ月が経過したが、当初から現在に至るまで、原発事故の被災者、特に区域外避難者の実数と実態は未だに日本国政府によって把握されていない。従って、的確な施策の実施や保護がなされるに至っていないことは自明である。また、被災者・避難者の声(意見)は原子力災害直後から現在に至るまでほとんど考慮・反映されていないという点が指摘できる。特にこのような状況の中で、被ばくに最も脆弱な原発事故被災・避難者の子どもの権利状況について、**子どもの権利条約の4つの基本原則**全てに違反する状況が7年間、継続的に続いている点を指摘する。

## 2. 子どもの「最善の利益」が第一次的に考慮されていない

原発事故直後、放射能汚染は広範囲に広がるも人々に情報は知らされず無用な被ばくを重ねた。特に区域外避難者はほとんど公的支援がない。

信頼できる正確な情報提供も被ばく防護策もない中で被災者・避難者は苦闘している。

↓

「**避難しても地獄、とどまっても地獄**」という劣悪な状況が継続的かつ常態化している。

## 3. 子どもの生きる、発達する、育つ権利の侵害

・放射線被ばくから免れ健康を享受する権利(被ばくからの自由、避難の権利)が特に子どもには全く確立されていない。「避難」は「保養」の最たるものであるところ、親・保護者の避難や保養といった選択が子どもの被ばく拒否権・被曝防護権を左右することとなり、自力で避難を出来ない全ての放射能汚染地の子どもたちに等しく被曝を避ける権利が行使できない。

※放射線被ばくから免れ健康を享受する権利＝被ばくからの自由(避難の権利)

権利内容＝被ばく拒否権(被ばく防護権)・選択的被ばく回避権・被ばく情報コントロール

権根拠＝**基本的人権、日本国憲法前文、13条、25条**

・被ばく防護の対策や制度が公的機関により等しく実施されていない。

・「保養」は民間・ボランティア任せ、「避難」は自己責任という名の国・自治体の保護義務の放棄のため区域外避難者(いわゆる自主避難者)は自力避難を強いられている。当然子どもの避難への意思決定の自由も奪われることになる。

・モニタリングポストは放射能の「見える化」による被ばく防護策となるが、撤去の動き

・本来国がやるべき県民健康調査の縮小の動き

↓

∴**到達可能な最高水準の健康を享受する権利の侵害**(子どもの権利条約24条1項に反する)

子どもの生命に関する固有の権利侵害ほか生存発達を最大限確保していない(同6条1項、2項、9条1項、3項)

特に被ばくに脆弱な児童の最善の利益が主として考慮されているとはいえない(同3条1項違反)

(参照) 国連人権理事会森松明希子演説、第3回UPR勧告(4か国)(別紙参照)、グローバー勧告、「母子避難、心の軌跡」(かもがわ出版)97-99頁

#### 4. 子どもの差別されない権利の侵害

- ・多様な被害実態を市民社会も把握していない。

例) 復興庁の発表する避難者数の実態との齟齬、乖離、指摘後も改善なく7年経過

→初動ミス。避難者数は政策立案の基となる重要な数字。復興庁はもとより受け入れ先自治体は被災者・避難当事者の声に耳を傾け、正確な実態把握に努めて基本的人権に基づく保護義務を履行すべき。

- ・学校、教育の現場での311被災状況、実態の把握、避難者への理解の欠如
- ・避難をするしない、被ばく防護策への意識の違い、親の判断などにより差別される。
- ・避難者いじめ問題（電気消したら光る、放射能がうつる、菌扱い/レントゲン撮るのと一緒に、飛行機に乗っても被ばくする、住んでる人もいるのに神経質、気にしすぎ、「放射脳」と揶揄される、自然放射能もあるではないか/お金貰ってる、焼け太り←これらはいずれも的外れで、避難の実相・実態に対する無知・不知からの悪意なき精神的追い込み)

(参照) 「3. 11 避難者の声～当事者自身がアーカイブ」 具体的事例多数掲載

- ・強制避難区域と区域外避難の保護・施策の不均衡による差別

「自主避難」は「自力避難」であるにもかかわらず根拠なき誹謗。

「自主避難」＝勝手に避難した人、と印象付けられているためより意見表明に対して過酷な状況。放射能が五感で体感出来ないことへの十分な理解、発言のための社会的環境が整えられていない。実際に避難した人と留まる人、帰還した人への差別的取扱い（帰還する人だけ引越し費用など）

- ・一般の被災していない人との差別的取り扱い

福島県民のみ年間20ミリシーベルトを受忍させられている。

(一般公衆の被ばく限度は年1mSv)

- ・不当なバッシング（非国民、歩く風評被害、裏切り者などの誹謗中傷）→「隠れ避難民」
- ・避難継続のための制度・施策の皆無の一方で政府の帰還政策のみの強化→経済的困窮ほか避難の継続の困難→望まない帰還→無力感、自暴自棄、自己肯定感の欠如（どうせボクは病気になる）→過去を黒塗りする人生（アイデンティティの喪失）

- ・アイデンティティの喪失

避難の正当性・相当性への社会の不知、繰り返される避難者数カウント漏れにより避難実態の基礎データも実態も把握されない→大人社会のバッシングやヘイトを間近で見ることもち→避難者であることを明かすことができないことは自身のアイデンティティや存在意義も否定されていることと同じである。

避難者が社会的マイノリティーであるとしても少数者の人権が守られなければならない。

※避難者いじめ事件「あのあときたくさん死んだから生きると決めた」少年の例は氷山の一角

## 5. 子どもの意見表明を認め尊重すること

・特に、避難や保養をしたい、もしくは続けたいという避難している子どもの意見表明を認め尊重すべきであると考える。

(大人も子どもも不当なバッシング、ヘイト、差別的取扱いを避けことにもつながる)

・福島復興や政府の帰還政策に呼応する発言・発信にのみ発言権・意見表明の機会が与えられ、避難者の実態、避難児童の心情、実相を理解してもらうための発言の機会は確保されていない。  
・むしろ避難や保養の合理的必要性を訴える発言は「福島差別」につながるなどとし、実質的に言論・意見表明を封じようとする動きさえある。

※(参照) 【3.11.11避難者の声】福島原発被害東京訴訟の中学生による原告最終陳述全文  
(2017年10月25日@東京地方裁判所103号法廷) <http://sandori2014.blog.fc2.com/blog-entry-1678.html>←ぜひ子どもの権利委員会で当事者発言の機会を！

## 6. 国際社会からみた3.11避難者

・国際社会からみれば、東日本大震災および原発避難者は「国内避難民」(「国内避難民(国内強制移動)に関する指導原則」GPID参照)に該当する。

・福島原発事故の被害者の人権保護について、国連ではすくなくとも6回の勧告が出されている。  
2012年10月 第2回UPR勧告(オーストリア) / 2013年5月 人権理事会グローバル勧告、社会権規約委員会 / 2014年7月 自由権規約委員会 / 2016年3.11月 女性差別撤廃委員会 / 2017年11月 第3回UPR勧告(4か国)(別紙参照) ⇒国連の勧告を直ちに受け入れ、完全に実施すること

↓

国内避難民が発生しているときに、生活地域の自主防災活動や、災害対応行政において、この指導原則が知識として知られておらず、実現されなければ人権侵害状況が問題として認識されないまま放置され、悪化することになる。学校教育、社会教育、地域防災会議、自主防災活動などのあらゆる場面で、普段からこの指導原則を周知し、学ぶ機会をつくる必要がある。

## 7. まとめ

・放射線被ばくから免れ健康を享受する権利=被ばくからの自由の確立(避難の権利)  
・被災当事者・避難当事者の参画と実態に即した必要な施策の実施  
・復興・再建への全ての段階において当事者(特に被ばくに脆弱な子ども)の意見を尊重し反映

↓

人権擁護の観点から外れない保護と救済のために必要なこと

1. 「国内避難民に関する指導原則」に対応する国内立法化
2. 「グローバル勧告」の国内立法化と定期的健康診断の充足と無料継続の実施
3. 選択的被ばく回避権の具体的施策・制度の実施→保養の国費国策での実施
4. 避難当事者の制度設計への参画(避難児童の意見表明の機会と尊重)

以上

